

第8回 農業委員会総会 会議録

1 開 会	3
2 議 題	3
(1)議事録署名委員の決定について	3
(2)農地法第3条第1項の規定による許可申請に係る処分決定について	3
議案第1号	4
議案第2号	5
(3)農地法第5条第1項の規定による許可申請に係る処分決定について	6
議案第3号	6
議案第4号、第5号	6
議案第6、7号	8
(4)農地利用集積計画に係る意見決定について	8
議案第8号	8
議案第9号	9
議案第10号	9
議案第11号	10
議案第12～25号	10
議案第26～28号	11
議案第29～30号	11
(5)農地利用集積計画一括方式に係る意見決定について	11
議案第31～33号	11
議案第34～50号	12
議案第51～83号	12
(6)農地利用配分計画（案）に係る意見決定について	13
議案第84号	13
その他	14
・その他	14
3 閉 会	14

日 時 令和3年1月20日(水)16時00分
場 所 第一委員会室

○ 出席者

会長	15番	渡邊 浩正	
会員	1番	手塚 みち子	2番 篠木 薫
	3番	福田 一紀	4番 町野 位夫
	5番	佐藤 栄一	6番 石塚 英好
	7番	渡邊 晴夫	8番 大野 文子
	9番	君島 道夫	10番 阿久津 正一
	11番	福田 英一	12番 渡辺 正明
	13番	揚石 明	14番 佐藤 喜久男

1 開 会

○議長（渡邊 浩正） 本総会の出席議員数は15名となり、定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。それではただいまから第6回農業委員会総会を開催いたします。（16：00）

2 議 題

(1) 議事録署名委員の決定について

○議長 会議規則第19条第2項の規定により、2名の議事録署名委員の選出方法についてお諮りをいたします。

（議長一任）

それでは議長より指名いたします。1番 手塚 みち子 委員、10番 阿久津 正一 委員を指名します。指名のとおり御異議ございませんか。

（なし）

ありがとうございます。

(2) 農地法第3条第1項の規定による許可申請に係る処分決定について

○議長 付議事件（3）、議案第1号から第2号、農地法第3条第1項の規定に

よる許可申請に係る諸処分決定について、議題にします。

議案第1号

まず、議案第1号について事務局の説明を求めます。

○事務局長（和田 理男）

（事務局説明）

○議長 事務局の説明が終わりました。

次に本日も現地調査を実施しておりますので、現地調査の総括的な報告を当番班班長、9番 君島 道夫 委員お願いいたします。

○君島 道夫委員 本日9時30分より、委員3名、事務局3名の計3名で、農地法3条2件、農地法第5条5件の現地調査を実施しました。

何ら問題ないと見てまいりましたが、詳細については、各当番委員が報告しますので、皆様の御審議よろしくをお願いいたします。

○議長 はい、ありがとうございます。現地調査の総括的な報告が終わりました。次に、議案第1号の現地調査の詳細の報告を、9番 君島 道夫 委員にお願いいたします。

○君島 道夫 委員 それでは、現地案内図、1ページをお開きください。

（申請地位置説明）

譲受人と譲渡人は親子ということで、現在作付けもされており、何ら問題ないとみてまいりました。

皆様の審議よろしくをお願いいたします。

○議長 はい。委員の報告が終わりました。それでは、議案第1号について、質疑意見等を求めます。ございませんか。

（なし）

○議長 それでは、質問ございませんようですので、これより採決いたします。

議案第1号について、原案通り決定してよろしいか、お諮りをいたします。

(異議なしの声)

異議なしと認め、原案のとおり決定をいたします。

議案第2号

○議長 つぎに、議案第2号について事務局の説明を求めます。

○事務局長 (事務局説明)

○議長 事務局の説明はおわりました。次に、議案第2号の現地調査の詳細の報告を9番 君島 道夫 委員にお願いします。

○君島 道夫 委員 それでは、現地案内図をお開きください。

(申請地位置説明) 現地は山林のあいまに畑があるような土地です。譲渡人は成田の方で、地元の人に渡したいということで、何ら問題ないとみてまいりました。皆様の審議よろしく願います。

○議長 はい。委員の報告が終わりました。それでは、議案第2号について、質疑意見等を求めます。ございませんか。

(なし)

○佐藤 栄一 委員 はい。

○議長 はい、佐藤委員どうぞ。

○佐藤 栄一 委員 5番佐藤です。現地付近は公図が混乱している地域だと思うが、土地の特定はどのように行ったのですか。また、一般的に、公図が混乱しているような地域の許可はどのように取り扱うのか。

○事務局 (高塩 康幸) はい。一般的な取り扱いについては、その他で図りたいと思います。この案件については、集成図と公図で、おおよそこのあたりだと想定して判断しました。

○佐藤 栄一 委員 わかりました。

○議長 それでは、ほかには質問ございませんようですので、これより採決いたします。

議案第2号について、原案通り決定してよろしいか、お諮りをいたします。

(異議なしの声)

異議なしと認め、原案のとおり決定をいたします。

(3)農地法第5条第1項の規定による許可申請に係る処分決定について

○議長 続いて付議事件(3)議案3号から第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に係る処分決定について議題に供します。

議案第3号

○議長 つぎに、議案第3号について事務局の説明を求めます。

○事務局長(事務局説明)

○議長 事務局の説明はおわりました。次に、議案第3号の現地調査の詳細の報告を3番 福田 一紀 委員にお願いします。

○福田 一紀 委員 それでは、現地案内図をお開きください。

(申請地位置説明) 周辺は住宅地であり、周りの農地への影響はないと考え、やむを得ないとみてまいりました。皆さまの審議よろしく願いいたします。

○議長 はい。委員の報告が終わりました。それでは、議案第3号について、質疑意見等を求めます。ございませんか。

(なし)

○議長 それでは、質問ございませんようですので、これより採決いたします。

議案第3号について、原案通り決定してよろしいか、お諮りをいたします。

(異議なしの声)

異議なしと認め、原案のとおり決定をいたします。

議案第4号、第5号

○議長 つぎに議案第4号と第5号は相互に関連のある案件ですので一括して

説明を行います。それでは事務局の説明をお願いします。

○事務局長 議案書をお開きください。

(事務局説明)

○議長 事務局の説明が終わりました。

次に、議案第4号、第5号の現地調査の詳細の報告を、2番、篠木 薫委員お願いいたします。

○篠木 薫 委員 (申請地位置説明)

申請地は第3種農地であり、用途地域です。現地は何も作付けはなく、宅地化が進んでいるため、転用はやむを得ないとみてまいりました。みなさまの慎重審議よろしくお願いいたします。

○議長 はい、現地調査の報告が終わりました。それでは、議案第4号について質疑意見等を求めます。

はい、14番佐藤委員お願いします。

○佐藤 喜久男 委員 はい、14番、佐藤です。地域生活拠点の設立とありますが、これはどのようなものですか。

○事務局 (高塩 康幸) はい。これは障がい者のための複合施設ということで聞いております。申請人は現在〇〇、〇〇などの福祉施設を運営していますが、老朽化が進んでおり、施設を集約して運営したいとのことでした。

○佐藤 喜久男 委員 はい、わかりました。

○議長 そのほかございませんか。ないようですので、これより採決いたします。議案第4号について、原案のとおり決定してよろしいかお諮りをいたします。

(異議なしの声)

異議なしと認め、原案のとおり決定をいたします。

議案第5号について、原案のとおり決定してよろしいかお諮りをいたします。

(異議なしの声)

異議なしと認め、原案のとおり決定をいたします。

議案第 6、7 号

○議長 つぎに、議案第 6 号、第 7 号についても相互に関連性の高い案件ですの
で一括して説明を行います。事務局の説明を求めます。

○事務局長 (事務局説明)

○議長 事務局の説明はおわりました。次に、議案第 6、7 号の現地調査の詳細
の報告を 2 番 篠木 薫 委員にお願いします。

○篠木 薫 委員 それでは、現地案内図をお開きください。

(申請地位置説明) 現地は第三種農地です。周辺は宅地化が進んでいるため、転
用はやむを得ないとみてまいりました。皆様の審議よろしくお願いいたしま
す。

○議長 はい。委員の報告が終わりました。それでは、議案第 6、7 号について、
質疑意見等を求めます。ございませんか。

(なし)

○議長 それでは、質問ございませんようですので、これより採決いたします。
議案第 6、7 号について、原案通り決定してよろしいか、お諮りをいたします。

(異議なしの声)

異議なしと認め、原案のとおり決定をいたします。

(4) 農地利用集積計画に係る意見決定について

○議長 続きまして、付議事件(4) 農地利用集積計画に係る意見決定について、
議題に供します。事務局の説明を求めます。

議案第 8 号

議案第 8 号について事務局の説明を求めます。

○事務局長 事務局です。(事務局説明)

○議長 はい、事務局の説明が終わりました。質疑意見等を求めます。ありませんか。ないようでしたら、これより採決をいたします。

議案第8号について、原案のとおり決定してよろしいかお諮りをいたします。

(異議なしの声)

異議なしと認め原案のとおり決定をいたします。

議案第9号

ここで、農業委員会等に関する法律 第31条第1項の規定により、私は退室いたします。つきましては、同法律 第5条第5項の規定により、職務代理者に議長代理をお願いします。職務代理者は議長席をお願いいたします。

(14番 佐藤 喜久男 委員 議長席へ)

○職務代理 議長を交替いたしましたので、議事を進めてまいります。

それでは議案第9号について事務局の説明を求めます。

○事務局長 事務局です。(事務局説明)

○職務代理 それでは議案第9号について、質疑意見等を求めます。

(質疑・意見等出し尽くしたようであれば)

ほかに質問等ありませんか。無いようでしたら、これより裁決いたします。

原案のとおり決定してよろしいか、お諮りいたします。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

議案第9号が終了しましたので、会長の入室を求めます。

(会長 入室)

議案第10号

議長を交代いたしました。それでは議案第10号について事務局の説明を求めま

す。

○事務局長 事務局です。(事務局説明)

○議長 はい、事務局の説明が終わりました。質疑意見等を求めます。ありませんか。ないようでしたら、これより採決をいたします。

原案のとおり決定してよろしいかお諮りをいたします。

(異議なしの声)

異議なしと認め原案のとおり決定をいたします。

議案第 11 号

議案第 11 号について事務局の説明を求めます。

○事務局長 事務局です。(事務局説明)

○議長 はい、事務局の説明が終わりました。質疑意見等を求めます。ありませんか。ないようでしたら、これより採決をいたします。

議案第 11 号について、原案のとおり決定してよろしいかお諮りをいたします。

(異議なしの声)

異議なしと認め原案のとおり決定をいたします。

議案第 12～25 号

議案第 12～25 号について事務局の説明を求めます。

○事務局長 事務局です。(事務局説明)

○議長 はい、事務局の説明が終わりました。質疑意見等を求めます。ありませんか。ないようでしたら、これより採決をいたします。

原案のとおり決定してよろしいかお諮りをいたします。

(異議なしの声)

異議なしと認め原案のとおり決定をいたします。

議案第 26～28 号

ここで、農業委員会等に関する法律第 3 1 条第 1 項により、14 番佐藤 喜久男委員の退室を求めます。(退室)

○議長 議案第 26～28 号について事務局の説明を求めます。

○事務局長 事務局です。(事務局説明)

○議長 はい、事務局の説明が終わりました。質疑意見等を求めます。ありませんか。ないようでしたら、これより採決をいたします。

議案第 26～28 号について、原案のとおり決定してよろしいかお諮りをいたします。

(異議なしの声)

異議なしと認め原案のとおり決定をいたします。

終了しましたので、14 番 佐藤 喜久男 委員の入室を求めます。(入室)

議案第 29～30 号

議案第 29～30 号について事務局の説明を求めます。

○事務局長 事務局です。(事務局説明)

○議長 はい、事務局の説明が終わりました。質疑意見等を求めます。ありませんか。ないようでしたら、これより採決をいたします。

原案のとおり決定してよろしいかお諮りをいたします。

(異議なしの声)

異議なしと認め原案のとおり決定をいたします。

(5) 農地利用集積計画一括方式に係る意見決定について

○議長 続きまして、付議事件(4) 農地利用集積計画に係る意見決定について、議題に供します。

議案第 31～33 号

ここで、農業委員会等に関する法律第 3 1 条第 1 項により、13 番揚石 明 委員

の退室を求めます。(退室)

○議長 では事務局の説明を求めます。

○事務局長 事務局です。(事務局説明)

○議長 はい、事務局の説明が終わりました。質疑意見等を求めます。ありませんか。ないようでしたら、これより採決をいたします。

原案のとおり決定してよろしいかお諮りをいたします。

(異議なしの声)

異議なしと認め原案のとおり決定をいたします。

議事が終了しましたので、13番 揚石明委員の入室を求めます。(入室)

議案第34～50号

ここで、農業委員会等に関する法律第31条第1項により、9番 君島 道夫 委員の退室を求めます。(退室)

○事務局長 事務局です。(事務局説明)

○議長 はい、事務局の説明が終わりました。質疑意見等を求めます。ありませんか。ないようでしたら、これより採決をいたします。

原案のとおり決定してよろしいかお諮りをいたします。

(異議なしの声)

異議なしと認め原案のとおり決定をいたします。

議案第51～83号

議案第51～83号について事務局の説明を求めます。

○事務局長 事務局です。(事務局説明)

○議長 はい、事務局の説明が終わりました。質疑意見等を求めます。ありませんか。ないようでしたら、これより採決をいたします。

原案のとおり決定してよろしいかお諮りをいたします。

(異議なしの声)

異議なしと認め原案のとおり決定をいたします。

(6) 農地利用配分計画（案）に係る意見決定について

○議長 続きまして、付議事件（6）農地利用配分計画（案）に係る意見決定について、議題に供します。

議案第 84 号

○議長 では事務局の説明を求めます。

○事務局長 事務局です。（事務局説明）

○議長 はい、事務局の説明が終わりました。質疑意見等を求めます。

○福田 英一 委員 先ほどの案件との違いは何ですか。

○事務局 はい。これは去年制度が変わったものです。今までは一括方式はなくて、公社に預けた農地を貸し付けるものが配分計画でした。今回は、耕作者と公社がいったん解約し、別な耕作者に貸し付けるということで、再配分となります。別な人に貸し付けるときだけ、配分計画となりました。先ほどの案件は、今年度より始まったもので、公社を通したものですが、一括して貸し借りの契約を行えるものになります。

○福田 英一 委員 契約中に別な人と契約するということですか？

○事務局 なんらかの理由で、解約し、また別な人に貸し付けるということです。なんでかといいますと、10年貸し付けているということは、経営転換協力金や固定資産の減免などがありますので、途中で解約してはいけないので、あらたに貸し付ければ問題ないということです。

○佐藤 喜久男委員 農業者年金は関係ありますか？

○事務局 今回については関係ありません。

○佐藤 喜久男 委員 協力金をもらっている場合に 10 年を待たずして解約したときはどうなるのですか？

○事務局 返還となります。

○議長 補足です。例えば借受人が買い取る場合でも、望ましいことではあるのですが、返還となるということで、この点については県の担当者にも申し入れをしているところですが、返還となるということです。

○佐藤 喜久男委員 わかりました。

○議長 ほかに質問ありませんか。ないようでしたら、これより採決をいたします。原案のとおり決定してよろしいかお諮りをいたします。

(異議なしの声)

異議なしと認め原案のとおり決定をいたします。

その他

○議長 その他の事項について事務局の説明をお願いいたします。

・その他

- ・農地の一時利用届の報告（富田、上伊佐野）
- ・農業委員会だより、標準賃金作業料金表配布のお知らせ
- ・農地の貸付希望（高塩）
- ・農地の借受希望（宇都宮市在住の兼業農家。5反ほど。稲作。）
- ・実在しているが公図や集成図と不整合な土地の取り扱いについて
→隣接地権者の同意が得られる場合など、権利移動が妥当と認められる場合には、委員会の議案として取り扱うこととする。

3 閉 会

○議長 以上をもちまして、農業委員会総会を閉会いたします。

お疲れさまでした。